

第 4 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成20年12月15日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成20年12月15日（月曜日）

午前10時1分開議

午前11時41分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成20年度熊本県一般会計補
正予算（第3号）

報告第2号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

報告事項

① くまもとの夢4カ年戦略（案）の概要
について

② 国営川辺川土地改良事業（利水事業）
の現状と今後の進め方について

③ 社団法人熊本県林業公社の経営状況を
説明する書類の一部訂正について

出席委員（8人）

委員長 松田 三郎
副委員長 九谷 弘一
委員 前川 収
委員 岩中 伸司
委員 福島 和敏
委員 田代 国広
委員 浦田 祐三子
委員 高木 健次

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部長 廣田 大作
次長 瀬口 豊
次長 三島 和隆
次長 加納 義英
次長 井手 澄男

次長 堤 泰博

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 伊藤 敏明

団体支援総室長 河野 靖

団体支援総室副総室長 船越 宏樹

農林水産政策監兼

団体検査室長 加久 伸治

農業経営課長 倉永 保男

首席農林水産審議員兼

農業技術課長 藤井 正範

農産課長 麻生 秀則

園芸生産・流通課長 大田黒 慎一

畜産課長 高野 敏則

首席農林水産審議員兼

農村計画・技術管理課長 進藤 金日子

農林水産技術管理監兼

技術管理室長 山本 一登

農村整備課長 榎 純一

森林整備課長 織田 央

農林水産審議員兼

森林整備課課長補佐 後藤 久治

林業振興課長 下林 恭

森林保全課長 藤崎 岩男

水産振興課長 岩下 徹

漁港漁場整備課長 久保田 義信

農業研究センター所長 久保 研一

事務局職員出席者

議事課課長補佐 堀田 宗作

政務調査課主幹 竹本 邦彦

午前10時1分開議

○松田三郎委員長 皆さんおはようございま
す。ただいまから、第4回農林水産常任委員
会を開会いたします。

初めに、本委員会に付託された議案を議題
とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは、最初だけちょっと立っていただきまして、後は着席のまま行っていただいで結構でございます。

それでは、廣田農林水産部長から総括説明を行い、続いて各課長から順次説明をお願いいたします。

○廣田農林水産部長 まず初めに、元熊本土木事務所職員の詐欺事件に関連しまして、平成15年から平成17年まで元職員が勤務しておりました農業研究センター草地畜産研究所での収賄行為及び詐欺についても立件がなされました。

農林水産部といたしましては、県警の協力を得て事件の解明に努めることにより、報道にあったような不適正経理も含め、全庁調査と連携しながら、早急に事実確認に努めてまいりたいと考えております。

県民の皆様及び委員の皆様大変申しわけなく、この場をおかりしましておわびを申し上げます。

次に、世界貿易機関WTO新多角的貿易交渉、いわゆるドーハ・ラウンドにつきましては、12月初めには年内の合意に向けた機運が高まっておりましたところ、県議会におかれましては、いち早く意見書の採択をいただきまして、松田委員長には、みずから政府を初め関係機関へ働きかけを行っていただきありがとうございました。

県も、各国の農業生産条件の違いを無視した関税の上限設定には強く反対することなどについて、政府に要望活動を行ったところでございます。

新聞報道等によりますと、年内の関係閣僚会議の開催につきましては見送られるようになるようでございますが、WTOの交渉問題につきましては、これは本県農林水産業への

影響も非常に大きいため、引き続き注視してまいりたいと考えております。

次に、去る10月3日から5日にかけての第62回全国お茶まつり熊本大会については、全国茶品評会において3部門で農林水産大臣賞や産地賞を獲得するなど、本県茶の生産技術の向上やブランド確立に大きな成果があり、また、消費者との交流を通じてお茶の消費拡大や情報発信を図ることができたと考えております。

松田委員長を初め各委員の皆様方には、御多忙の中にもかかわりませず御出席をいただき、この場をおかりしまして改めてお礼を申し上げます。

この大会を契機として、県内の茶関係者と一体となって、今後さらにくまもと茶のブランド確立や消費拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、10月9日の宇土市、球磨地方の農林水産関係施設等の管内視察、さらには、11月18日から20日にかけての沖縄県における農林水産関係施設等の視察については、執行部も同席させていただき、まことにありがとうございました。視察の成果につきましては、今後の施策の中に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、国営川辺川土地改良事業につきましては、本年度、事業休止の状況にありますが、10月以降、地元において合意形成に向けた新たな動きも見られております。

県といたしましては、引き続き地元の動向等を見きわめつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、後ほど、その他の報告事項の中で担当課長から説明させていただきます。

続きまして、今回御提案いたしております議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回御提案しておりますのは、平成20年度

一般会計補正予算関係及び条例等関係議案1件でございます。

まず、補正予算の主な内容といたしましては、国の緊急経済対策に対応する経費を初め、災害関係の経費等を計上いたしております。

経済対策関係では、イグサ、たばこ及び稲作農家の省エネルギー対策のため、省エネルギー型農業機械等の導入の助成に要する経費、米粉の需要に応じた定着拡大のため、米粉処理加工施設の整備の助成に要する経費を計上しております。また、6月の梅雨前線豪雨による山地災害箇所の復旧に要する経費、8月の豪雨等による林道災害復旧に要する経費等を計上いたしております。

さらに、野菜価格が著しく低落した場合における生産者に対する補てん金の交付額の確定により必要となった資金造成に要する経費、シカによる食害、剥皮被害を防止するための施設設置を推進するための経費等を計上いたしております。

次に、繰越明許費につきましては、総額114億9,400万円の設定をお願いしております。

予算の執行に当たりましては、早期完成に努力しておりますが、用地交渉の難航など、諸般の事情により繰り越しせざるを得ない状況が生じているため、設定をお願いするものです。

今後とも、できる限り早期完成に努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、繰越明許費の設定につきましては、例年2月議会でお願してきたところですが、今年度からは12月に提案することとし、設定方法につきましては、従来の箇所ごとの積み上げ方式から繰越総額の枠設定方式に変更しております。

次に、条例等関係議案についてでございますが、職員による交通事故の和解及び賠償額の決定について、専決処分の報告を提出いたしております。

以上が今回提案しております議案の概要でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課総室長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

なお、その他報告事項といたしまして、先ほど申し上げました国営川辺川土地改良事業（利水事業）の現状と今後の進め方についてのほか2件を予定しております。

このうち、平成20年9月社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の一部訂正についてでございますが、さきの9月県議会に提出いたしました社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類に一部誤りがございました。まことに申しわけなく、心からおわびを申し上げます。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたさせます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○松田三郎委員長 それでは、補正予算関係につきまして、まずは麻生農産課長。

○麻生農産課長 農産課でございます。座らせて説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

農作物対策費でございますが、前段の米麦等品質改善対策事業費1億3,000万円の増額をお願いしているところでございますが、これは国際的な食糧の自給逼迫、穀物価格高騰の中で小麦の代替として注目が集まっております米粉の需要に応じた米粉用米生産の拡大を図るため、米粉用加工施設の整備に対しまして熊本製粉に補助を行うものでございます。

次に、後段の生産総合対策費でございますが、先ほど部長の説明にありましたように緊急補正対策として取り組むものでございますが、3,075万円増の補正をお願いしております。

原油価格等の影響を受けまして生産コストが増加しております。イグサ、たばこ、稲作農家の負担を軽減するため、燃油使用量の削減を図る遠赤外線加熱装置、具体的にはエコプレートとかインバーターとか、そういう省エネ機械の導入に対して補助を行うものでございます。

農産課といたしましては、1億6,075万円の増額をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○大田黒園芸生産・流通課長 園芸生産・流通課の大田黒でございます。座って御説明させていただきます。

予算資料の3ページをお願いいたします。

農作物対策費の中で野菜振興対策費でございますが、8,448万9,000円の増額補正をお願いしております。

野菜価格安定対策事業につきましては、説明欄に記載しておりますように、野菜価格低落時に生産者に補てん金を交付しておりますけれども、今回、平成20年度の必要造成額の確定に伴いまして増額補正をお願いするものでございます。

あわせまして、下段でございますが、指定野菜の価格安定資金に不足が生じた場合に、野菜価格安定資金協会に不足額の補助金を支払い保証するために債務負担行為を設定するものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

4ページをお願いいたします。

まず、水とみどりの森づくり事業費におきまして1,400万円余の増額補正をお願いしております。

その内容でございますけれども、説明の欄に記載しておりますシカ等森林被害防止対策

事業、これはシカ被害防止施設に対する助成を行う事業でございますけれども、これにつきまして、被害の予想以上の拡大を受けまして、追加して緊急に実施するものでございます。

次に、その下の森林病虫害等防除費におきまして70万円余の増額補正をお願いしております。

これにつきましては、市町村が実施します松くい虫被害の防除対策に対して補助を行う事業でございますけれども、防除の方法につきまして、町の計画変更を受けまして、一部地上から薬剤の散布を行うやり方から木に薬剤を注入するやり方に変更することに伴うものでございます。

森林整備課関係につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○下林林業振興課長 林業振興課です。

5ページをお願いいたします。

林業振興指導費の国庫支出金返納金で846万1,000円の増額補正をお願いいたしております。

これは、緑川森林組合が、平成8年度に、林業山村活性化林業構造改善事業の補助を受けて、美里町——旧中央町に当たりますけれども、この地に整備しました杭木加工工場について、採算性の悪化から事業中止せざるを得なくなったため、国庫補助金相当額を返納するものでございます。

続きまして、林道災害復旧費の現年林道災害復旧費で3,688万2,000円の増額補正をお願いいたしております。

今回は、8月22日からの豪雨及び9月29日からの台風15号によりまして林道施設などに被害が発生したことから早急に復旧するもので、八代市の板持陣之内線を初め、7路線10カ所について、市及び村が実施する復旧費を補助するものでございます。

林業振興課は以上でございます。よろしく

御審議のほどお願いいたします。

○藤崎森林保全課長 森林保全課です。よろしく申し上げます。

6ページをお願いします。

治山費で2億7,300万円余の増額補正をお願いしております。

まず、治山事業費ですが、2億5,090万円の増額補正をお願いしております。

これは、当年度発生 of 山地災害箇所のうち、緊急治山事業に準ずる緊急性を有する箇所につきまして対策補助を行い、早期に復旧を図るものであり、今回は6カ所を予定しております。

次に、単県治山事業費ですが、120万円余の増額補正をお願いしております。

これは、現年発生 of 山地災害箇所のうち、比較的規模が小さく国庫補助の対象とならない被災箇所に対しまして、市町村が実施主体となり復旧を計画している箇所について助成するものであり、今回は2カ所予定しております。

次に、保安林整備事業ですが、2,160万円の増額補正をお願いしております。

これは、林木が過密化し、水土保全機能が著しく低下した保安林のうち、緊急に保安林の機能を維持、強化する必要がある箇所について保安林改良、本数調整伐を実施するものであり、今回は4カ所を予定しております。

続きまして、治山施設災害復旧費の過年治山災害復旧費で230万円余の増額補正をお願いしておりますが、これは平成19年度発生 of 治山施設災害箇所におきまして当初想定しておりませんでした被災施設の撤去処理費が追加として上がってまいりました。このことによる増額であります。

以上、森林保全課としましては、2億7,600万円余の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○岩下水産振興課長 水産振興課の岩下です。

7ページをお願いいたします。

漁業経営構造改善事業の国庫支出金返納金280万円余の増額をお願いするものでございます。

これは、昭和60年の天草漁協、旧苓北町漁協のアワビ種苗生産施設の処分に伴います国庫支出金の返納でございます。

以上、水産振興課として1件でございます。どうぞ御審議のほどよろしく申し上げます。

○伊藤農林水産政策課長 農林水産政策課の伊藤でございます。よろしく申し上げます。

資料の8ページをお開き願います。

例年2月議会で設定しております繰越明許費につきまして、今回12月議会での提案を行っておりますので、その趣旨等について御説明をさせていただきます。

繰越明許費につきましては、これまでは、翌年度に繰り越しが必要となる事業費を見きわめた上で、2月補正予算案とあわせて設定を行ったところでございます。

しかしながら、12月議会で繰越明許費の設定を行うことによりまして、早期発注、早期完了が可能となりましたことから、財政課等関係課で繰り越し設定の時期について協議を行いました結果、今年度から12月議会で設定をお願いすることとしたものでございます。

なお、従来、繰越明許費として設定する金額につきましては、事業箇所単位を積み上げ設定しておりましたけれども、今回から繰越総額の枠設定方式に変更をしているところでございます。

具体的には、予算課目の項ごとに過去3年間で最も設定率の高かった年度の設定率を9月補正後の予算額に掛けて設定額を算出しているところでございます。

これによりまして、設定額は、農業費で13億8,100万円、畜産業費で1億6,700万円、農地費で33億1,800万円、林業費で39億8,000万円、水産業費で12億4,900万円、農林水産業災害復旧費で13億9,900万円の設定額となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○藤井農業技術課長 農業技術課の藤井でございます。よろしくお願ひします。

資料の9ページをお願いいたします。

これは職員の交通事故でございまして、和解及び損害賠償についての専決処分のご報告でございます。

内容につきましては、10ページで御説明をいたします。

この件につきましては、9月議会で報告いたしました物損事故に伴う賠償額と同じ案件でございまして、今回は人身事故に伴う賠償額についてでございます。

改めまして、事故の概要をかいつまんで申し上げますと、平成19年5月14日に、国道324号線を走行中の公用車が、天草市太田町におきまして中央線をはみ出したために、対向車線を走っておりまして普通乗用車の側面に接触したものでございます。

相手方に頸椎捻挫、それから腰部打撲の治療が必要ということで、人身事故として交渉を行ってきたところでございますが、その結果、相手に賠償額183万8,447円を県加入の任意損害保険から支払うことで決着いたしまして、本年11月14日に専決処分を行ったものでございます。

職員の交通事故防止につきましては、今後さらなる注意喚起を図ってまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○松田三郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、まずは、今説明がありました議案について質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○前川収委員 農産課、米粉生産施設の補助ということで1億3,000万、これは国庫補助だけでトンネルみたいなやつだろうと思いますが、補助先が熊本製粉といういわゆる民間の会社ですよね。

農業予算の今までの使い方から見ると、純粹に民間の会社に対して設備費補助というのは余り聞いたことがないわけでありまして、やるなという意味じゃないんですけれども、その会社にその米粉生産機械の補助をやっていただいているんですが、あと県内生産と今回の補助がどうつながっていくかということですね。

つまり、熊本の生産者団体とか生産者が、そこをいかに使って米粉生産がたくさんできてるようになるのかという、その連携の構築ができないと、ただ単に民間企業にやりましたという話だけでは、なかなか私自身は少し理解できないところがあるんですけれども、その辺は、どういうふうにするのか、連携構築ができるような話になっているのか、なっていないのか、まず第1点、そのことをお聞きしたいと思います。

○麻生農産課長 今御指摘がございましたように、今回、民間の会社に補助するわけですが、これは今回の緊急対策の中で、特に、今おっしゃられたような商工連携を今後進めていくという一環として進めるわけでございます。生産から消費までやるということで、我々としては、いかに生産をやるかということが重要だというふうに思っております。

この米につきましては、新規需要米ということで原則として県産米を使用するというふうなことになっておりまして、ただいま価格交渉、計画等を農業団体を通じて交渉を行っているところでございます。

○前川収委員 ぜひそこをしっかりとやってください。補助ですから、これは使い切りですから、戻さなくていいわけですから、民間企業としては、それは機械ができたのでどんどん米粉をつくりましょうと、これは利益を上げるわけですよ。利益を上げていただくことは結構ですけれども、それは何のために入れた補助なのかという前提から考えれば、農商工連携はわかりますから、地元のやっぱり生産団体がきちっとした利益も一緒に——この1億3,000万というお金は、別に熊本製粉だけがもらうという意識じゃなくて、地元の生産者、生産者団体等と一緒にという前提でやらないと、ちょっと民間にこれだけの大きな額が国庫補助とはいえ入っていくことについてはやっぱり説明ができなくなっていくと思いますので、この後どういう形で連携していったかということについては御報告をしていただきたいと。来年度産からですかね……

（「はい」と呼ぶ者あり）御報告していただきたいと思いますが、そこはやっぱり県としては、トンネルなのかどうなのかよくわかりませんが、一応県の一般会計の中に入って支出がされるわけでありますから、そこは責任ある対応というのをきちっとやっていただきますようお願いをしておきます。

もう1つ、今回から繰越明許が12月県議会で提案されて、これまでの積み上げじゃなくて枠組み方式ということになったということで、過去3年間の最大の繰越明許をやった額をこの額に想定しているということでありますので、まあわからぬではありません。

ただ、繰越明許が恒常化しているという前提がその背景にはあるんでしょうけれども、私は、繰越明許が悪いと言っているんじゃないですよ。むしろ、普通の民間の皆さんから考えれば、行政が厳格に守っている単年度主義、会計の単年度主義、これが民間経済には非常に弊害に感じるどころがたくさんござ

います。

年度末までに終わらなきゃならない、年度が始まって新しい予算がないと次の事業は入っていけないという、このタイムラグが必ずあるわけでありますから、そのタイムラグというのは、民間にとっては非常に大きなタイムラグになってますので、繰越明許は、必要であれば私は遠慮することなくどんどん出していただきたいというふうに思ってますし、そこで逆に民間の経済とのタイムラグを解消するという方法だって——ゼロ県債、ゼロ国債とあわせて、繰越明許というのは、方法論としては、最初からやりますとはなかなか言いにくい話だとは思いますが、現実にはやっぱり年度内に終わらないやつという見通しが立つものについては、終わらないからやめますというわけにはいかないわけですから、それでも終わらなそうだから発注しませんとか、そういうわけにもまたいかないということでしょうから、繰越明許をどんどん使っていただきたいというふうに思います。

ただし、これで聞きたいことは、枠組み設定をなさったのはいいんですけど、枠が足りませんと、過去3年間の最大がことしのほうがもっと大きくなると、可能性としてはあるわけですね、最大値ですから。その場合は、必ず2月補正でもう一回お願いをすると、もしくは枠が余ったという部分についても2月補正でやるのか、その点について。

○伊藤農林水産政策課長 まず、枠が足りない場合でございますが、これにつきましては、2月の議会でまた枠の追加をお願いしたいというふうに考えております。

それから、枠が余った場合でございますが、これは繰越明許費というのは一応限度額を設定するというようになっておりますので、その範囲であればいいということで、何かその補正予算みたいに落とすとか、そういうことはございませんので、そういう形で対処した

いと思っております。

○前川収委員 じゃあ、枠にこだわらずにと
いうわけにはいかぬでしょうけれども、枠が
これだけだから、もうこの事業は繰越明許は
できませんと、だからここで打ち切りますと、
事業が確定したここまでで終わりですという
ようなことにはならないですね。はい、わか
りました。ぜひそういう形でお願いをしたい
と思います。

以上です。

○松田三郎委員長 これは、ほかの部局も一
緒にということですね。

○伊藤農林水産政策課長 はい、これはもう
全庁的にでございます。

○田代国広委員 関連して繰り越しについ
てですけれども、114億、かなり私の認識では
膨大な金額に見えるんですが、当初予算を調
べればわかると思いますが、全体の事業に対
するパーセントがどれだけかと、もう1つ心
配されるのは、事故繰越しですね。事故繰越
し等につながる危険性はないのかどうかをお
尋ねしたいと思います。

○伊藤農林水産政策課長 20年度の部の合計
の予算といたしましては、12月の補正を御審
議願いました後が716億ほどでございますの
で、それから比べますと114億ということで、
7分の1近くにはなっている状況でございま
す。

それから、事故繰越しにつきましては……。

○下林林業振興課長 先生御指摘の点につ
きましては、昨年度林業事業におきまして事故
繰越しがあったわけですが、これは御承知の
ように美里町を中心にした災害で、資材
搬入路が決壊し、その復旧が相当おくれたこ

とによる事故繰越しでございました。

今回の繰り越しにつきましては、林業事業
費繰り越しは、事故繰越しの可能性はござい
ません。

○田代国広委員 繰越明許についてですが、
早目に12月はこうしてこれをすると、基本的
には繰越明許は避けるべきなんですよ、基
本的には。しかし、諸般の事情でやむを得ず
繰り越すというのが、この繰越明許の基本的
なスタイルと思います。

先ほど前川委員おっしゃったように、事業
の平準化を考えると、最近では、繰越明許は、
おおむね認められるというか、余り批判され
ないような制度になつとるわけですよ。

しかし、基本的には、やはり繰越明許はで
きるだけ避けるという原点、原則は、しっか
りとやっぱり認識して行政の中で取り組んで
いくべきだと思いますが、その点どうお考え
ですか。

○伊藤農林水産政策課長 確かに委員御指摘
のとおりではございますが、工事関係、いろ
いろな事情があつて、やむを得ずこういう繰
越明許の設定をお願いしているところでござ
いますので、今後とも、年度初めにつきまし
ても、なるだけ早期に発注できるように努め
てまいりたいと思っております。

○松田三郎委員長 よございますか。ほかに
ございせんか。

○岩中伸司委員 今に関連して、申しわけ
ありませんが、繰越明許費、今回この制度が
変わって、制度というか、期間がこの12月議
会で提案されているということで、これはこ
れまでずっと——従来は、私が知る限りは、
もう2月議会、ずっとこの間はそうだったん
ですかね。これは、こういうこともあったん
ですか、途中で。

○伊藤農林水産政策課長 今回が初めてでございますので、今までは箇所ごとに積み上げをして2月議会に上程していたところがございます。

○岩中伸司委員 特に、12月議会でこの提案をするということは、先ほど説明があったとおり、やっぱり早期に発注をしなきゃならぬとかということとかあるもので、それには今回の自然保護課の問題とは関係は全くないですね。

○伊藤農林水産政策課長 それは特段考えておりませんが。

○岩中伸司委員 これは、やっぱり慎重に――これまでの事業の経過からして、やっぱり12月議会で繰越明許をきちっと提起しなければ事業推進ができないという、純粋な事業の円滑な運営ということでの提案理由と理解していいですか。

○伊藤農林水産政策課長 全国的にも、26都道府県が、こういう2月議会以外での必要に応じての繰越明許の設定も行っておりますので、これはもう全国的な流れといいますか傾向とを考えていただいて結構だと思います。

○岩中伸司委員 はい、わかりました。

○松田三郎委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 もう1つ、農産課にお尋ねしますが、原油高騰対策特別事業で3,075万ですか、補正が出てますけれども、今の説明だと省エネ機械の導入の補助ということですが、これまでと何か燃料の使い方が大きく違う機械が開発されたとか、そういうことがあるわけでしょうか。

○麻生農産課長 特に変わったということではございませんが、1つは、イグサ、たばこについて申しますと、エコプレートというこういうシラス状のやつがございまして、これに熱が当たることによって遠赤外線が発生して熱効率がよくなるというのが1つございます。

それからあと、インバーターといいまして、これは普通の空調等につけております熱風の風量調整をすることによって省エネが可能というようなものでございまして、中身については、機械と申しましたけれども、そういうたぐいのものでございます。

○岩中伸司委員 ちなみに、それは何%ぐらい省エネになるんですか。

○麻生農産課長 エコプレートにつきましては10%、インバーターにつきましては5%というふうに言われております。

○岩中伸司委員 最近、地球温暖化の問題でいろいろ議論されている中で、私、この前も特別委員会の中でちらっと話したんですが、省エネ、エコ何々という形の政策を進める中で、逆にCO₂をかえって多く発散するような、そういう事業形態になっているというふうな、そういう説もあるんですね。

ですから、今具体的に、お手元に持ってきていただいて説明いただいたんですが、そういうやつを生産する中で、さらにCO₂が多く出ているというふうな、そういう分析も一方ではあるので、私としては、今回のこの省エネの問題については、10%ないしそれから5%ぐらいは削減できるということでの、これはそういう見解でこの事業が進められているということでしょうから、まあやむを得ないとは思いますが、相対的に地球温暖化ということの中での枠組みですべて物を考

えていったらちょっとやっぱりいかぬなというふうな思いをしていますので、これは私の意見だけ。

○田代国広委員 4ページのシカの森林被害の件ですが、8万6,000メートルの分が1,466万かなと思いますが、これは該当する市町自治体に補助金という形で出ていくわけでしょうか。もしそうだとするならば、その自治体が負担する割合ですね、単県でやるのか。そして、この8万6,000というのは、森林をネットかなんかで囲むわけですかね。

○織田森林整備課長 この事業につきまして、1つは、補助対象につきましては、森林所有者等、森林組合とか森林所有者の方に直接補助する事業となっております。

それと、もう1つ、定額助成をしております、いわゆる事業費があってその何%という定率補助ではありませんで、資材をつけるときにちょっと計算式をやって幾らというふうに補助しておりますので、直接市町村の負担は生じないというような仕組みの事業となっております。

やっていることは、1つは、委員おっしゃったように、例えば、網で植えたところの周囲を囲うというようなものもありますし、あともう1つ、剥皮被害といたしまして、シカの角で木の皮をはぐような被害があるんですけども、それにつきましては、バークガードといたしますか、幹に直接こうネットを張って、その剥皮被害を防止する施設、その2種類の施設がございます。

○田代国広委員 8万6,000メートルというのは、森林を囲むわけですか。それとも、木を1本囲むやつの積算ですか。

それともう1つ、例えば、森林組合なり個人がされる場合の個人なり組合の負担ですね。これはどうなっているんですか。

○織田森林整備課長 今回の補正分につきましては、ネットで囲う方の、その周囲を囲うやつですね。そっちの方を……。

○田代国広委員 全体を。

○織田森林整備課長 ええ、全体を囲うというものでございます。

それから、森林組合等の負担につきましては、基本的には、いろいろ補助事業等も組み合わせをいたしまして、何といたしますか、全くゼロじゃありませんけれども、いろいろやり方によって変わってくると思いますけれども、極端にといたしますか、追加で負担が多くなるような仕組みにはしていない状況でございます。

○田代国広委員 8万6,000メートルといたしますと、面積になるとどれぐらいの面積に該当されますか。

○後藤森林整備課農林水産審議員 森林整備課です。

メートルにつきましては、概算でございますけれども、大体ヘクタール100メートル四方ですので、ちょっと形があって面積はつかんでおりませんが、単純に割りますと400メートルで割った面積ですね。ちょっと面積としてはつかんでおりませんが、そういう400で割りますと大体2万ヘクタールですか、そうじゃないかと思います。

○織田森林整備課長 やっぱりいろんな森林の形状がございますので、ちょっとメートルとヘクタールが直接——今回はメートルで予算把握といたしますか、計上をしておりますものですから、ちょっと面積は、この場では正確な数字は申し上げられない状況でございます。

○田代国広委員 この事業は、今回初めてですかね。過去にもやっておりますか。もしやっておるなら、その効果といたしますか、そういったものがあると思えますが。

○織田森林整備課長 シカの被害の防止のためにネットを巻くという事業は、取り組みは従来からやっておりましたけれども、この税事業を使いまして資材費に直接定額補助をするというのは、今年度からの新しい取り組みでございます。

○高木健次委員 水産振興課、7ページですけども、アワビ種苗生産施設の処分に伴う返納金、これはアワビの種苗施設の用をなしていないのか。新たに違う用途に使うとか、もうこの種苗施設の必要性がないから処分とか、要するに処分ですから廃止するわけでしょう。何かその背景、状況というのは、どうなっていますか。

○岩下水産振興課長 先ほどもお話ししましたように、これは昭和60年度に荅北町漁協がつくったアワビの施設でございますが、60年当時、当初スタートは非常に順調にいったんですが、筋萎縮症というアワビ特有の病気がございまして——アワビの中には、クロアワビ、メガイアワビ、マダカアワビと3種類ございます。

特に、一番人気の高いクロアワビという非常に肉質の厚いアワビがございまして、これに非常に生まれて、この病気はここだけじゃなくて、全国的に種苗生産そのものが非常に難しいというものでございます。

その後、県も入りまして、いろんなこの対策協議会を地元とつくりまして、その対策を随分長く検討した経緯がございます。

ただ、なかなかそれが難しいということで今回中止するんですが、この跡地の利用につ

きましては、県内のあるメーカーがここを利用したいというような話もございまして、随分ここにつきましても検討いたしております。

ただ、この施設が作業棟と電気棟と2棟ございまして、それをメーカーの希望する施設に改良するには非常にコスト的に高くなるということもございまして、そういった検討を重ねた結果、返納するという形に至った経緯がございます。

以上でございます。

○高木健次委員 ということは、もうこのアワビの種苗施設は、そういう事情で非常に難しいということで、今後この類似的な施設等はもうつくらないと、県としては、この施設はアワビの育苗にはもう関係しないということですね。

○岩下水産振興課長 その筋萎縮症と申すのは、感染症というところまではわかっているんですが、これが細菌なのかウイルスかというのがまだよくわかっておりません。

ですから、これは県の採苗漁業協会のほうでも非常に苦労しているところでございまして、この辺の解決がないとなかなか、県内でアワビの種苗生産を継続する、あるいは再開するという事は難しいのかなというふうに判断しております。

○高木健次委員 ただ、水産関係も、非常に苦しい状況の中で、やっぱりアワビの種苗とか、いろいろな水産物の開発とかに関しては、その辺があればこれからの水産業にも非常に資するものがあるという感じがするんですけどもね。じゃあ、今後は、もうこれは一切やらないということですね。

以上、わかりました。

○松田三郎委員長 ほかにありますか。

ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号について採決したいと思います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 はい。それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それではまず、伊藤農林水産政策課長から順次報告をお願いします。

○伊藤農林水産政策課長 それでは、くまもとの夢4カ年戦略の概要につきまして御報告をさせていただきます。

この4カ年戦略案につきましては、総務常任委員会での付託審議となっておりますが、県政全般に関する計画でございますので、当常任委員会におきましても、その概要について御報告をさせていただくものでございます。

また、くまもとの夢4カ年戦略(案)は、別途お配りさせていただいておりますけれども、本日は、その概要版であります4カ年戦略の概要で御説明をさせていただきます。

それでは、1ページ目をごらんいただきたいと思ひます。

くまもとの夢4カ年戦略とは、についてでございます。

本戦略は、蒲島県政におけるこの4年間の県政運営の基本方針でございます。また、本戦略の策定後は、現総合計画パートナーシップ21くまもとと置きかわることとなる予定でございます。

次に、2のくまもとの夢4カ年戦略のポイントについてでございます。

本戦略は、マニフェストを基本としてつくられております。これまでの総合計画は、10年間程度を計画期間としてつくられていたけれども、知事の任期に合わせた平成24年3月までを計画期間としているところでございます。

続きまして、3くまもとの夢4カ年戦略の構成についてでございます。

経済上昇くまもと、長寿安心くまもと、品格あるくまもと、人が輝くくまもとの4つの分野において、それぞれ3つの戦略で構成し、全体で12の戦略を掲げているところでございます。

また、くまもとの夢とは、生まれてよかった、住んでよかった、これからもずっと住み続けたい熊本の実現でございます。

くまもとの夢の実現に向けた取り組みといたしまして、それぞれの戦略には目標と複数の指標を示し、その目標の達成に向けて取り組む主な施策や、この4年間で着実に成果を上げたい重点的に取り組む施策を記載しているところでございます。

また、喫緊の課題への対応といたしまして、行財政改革、川辺川ダム問題、水俣病問題への対応、そして熊本市の政令指定都市誕生へ向けた県の姿勢も記載しているところでございます。

それでは、2ページ目をごらんいただきたいと思ひます。

まず、経済上昇くまもとについてでございますが、これは稼げる県に向けた産業振興に

取り組むものでございます。

魅力的で豊かな基盤を持ち、世界に飛躍する農林水産業の振興を初め、県経済を牽引し、活力があり、雇用を創出する商工業や「記憶に残る観光地」歴史回廊くまもとに向けました観光産業の振興を図りたいと考えているところでございます。

農林水産業におきましては、指標として、農林水産業の生産額や県内食料自給率、耕作放棄地と休耕田の解消による作付増加面積などを掲げております。

また、星印をつけてありますのは、特に重点的に取り組む施策でございまして、県産品の認知度向上と販売チャンネルの拡大、担い手の育成、耕作放棄地及び休耕田の有効利用促進の3つとしているところでございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思っております。

長寿安心くまもとについてでございますが、県民一人一人が人権を尊重され、健やかに生きがいを持って力を発揮できる社会に向けた取り組みを初め、住みなれた地域で安心して暮らすための医療、福祉の体制整備や安全、安心して住みやすい社会に向けた食の安全や消費生活、防犯、防災対策など、安心、安全に暮らすことができる社会づくりに取り組むこととしております。

次に、4ページをごらんいただきます。

品格あるくまもとでございますが、だれもが誇りと魅力を感じるくまもとづくりを行うものでございます。

地域の歴史、文化などを生かした魅力あふれる地域づくりを初め、低炭素、循環及び共生を基調といたしました持続可能な社会づくりに取り組みたいと考えております。

また、九州新幹線の全線開業を契機といたしまして、交流人口の増加、認知度向上に向けた取り組みや道路交通ネットワークなど、県土基盤の強化に取り組むと考えております。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと思っております。

人が輝くくまもとでございますが、子育て支援を中心とした子供の笑顔があふれる社会づくりや夢へのかけ橋となる教育、さらには、働くことを通して自己実現できる社会の構築に向けて取り組むこととしております。

以上の取り組みにより、それぞれに掲げた目標を達成することで、県民幸福量の最大化を図りたいと考えているところでございます。

最後に、6ページ目をごらんください。

くまもとの夢4カ年戦略の推進体制についてでございます。

情報公開の徹底や県民総参加による県政運営を初め、県民との連携、協働について記載をしているところでございます。

また、目標達成に向けた進捗状況を、本戦略に掲げてあります指標により県民にわかりやすく説明できますよう政策評価を活用するとともに、成果重視の県政運営に取り組むこととしているところでございます。

4カ年戦略の概要については、以上で説明を終わらせていただきます。

○進藤農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。座って御報告させていただきます。

お手元の資料報告事項2の国営川辺川土地改良事業の現状と今後の進め方についてでございます。

まず、1番の現状でございますが、3つ目のポツのところの「農林水産省は、8月末の平成21年度政府予算概算要求において、本事業の予算を見送ったところ」というところまで、9月の本常任委員会で報告させていただきました。

その後は、この4点目からでございますが、相良村におきまして、10月1日、前村長や現村議らが発起人となりまして、身の丈に合っ

た利水事業案を策定するとして、研究会、これは国営川辺川利水事業に関する相良村有識者会議というふうには言っているようですが、この研究会を立ち上げまして、10月23日に一定の条件がクリアできれば国営事業を推進するとの方針を決定しております。

続きまして、この研究会は、11月4日の会合におきまして、農水省新案の取水箇所に加え、既存の取水口、これは現在の飛行場水路の取水口の六藤取水口でございますが、これを併用する独自の利水案の推奨や農家の水田賦課金の格差是正など9項目の基本方針を決定しております。そして、11月11日に相良村長及び相良村議会に説明いたしまして、6市町村長会議での検討並びに相良村内農家への説明会開催を要請しております。

しかしながら、農水省新案はダムができればダム案であり、容認できないとしてきた利水訴訟原告団は、この相良村の研究会の方針に対しまして、国はダム建設を完全に否定しておらず、利水事業の推進は時期尚早との声明を発表するなど、地元の合意形成の見通しはまだ不透明な状況であります。

ただ、12月11日に6市町村長会議が開催されておりまして、相良村の研究会から提出されました利水事業の基本方針につきまして協議がなされております。その中で、6市町村長として今回の提案をしっかりと受けとめ、丁寧に議論をするということとされました。

具体的には、今後、6市町村の担当課長などで構成される幹事会というものにおきまして利水事業の基本方針についての課題の検討を行い、来年1月中には6市町村としての考え方の整理を行うということにしております。

その上で、平成22年度の概算要求に向けて、2月中に相良村での農家説明会に入っていく方向で検討を進めていくというふうにされております。これが現状でございます。

続きまして、2番の今後の進め方について

でございますが、これにつきましては、やはりこの事業、土地改良法上、関係市町村の合意や農家の3分の2以上の同意が必要であるということで、まずは関係市町村において、農家の意見、要望等を十分踏まえ、地元の合意形成が図られることが必要ということでございます。

県といたしましては、水を必要とする農家の思いを念頭に置きまして、引き続き国や市町村の動向等を見きわめつつ、関係市町村間の合意形成に向けて必要な支援に努めていく所存でございます。

以上でございます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類という冊子に挟んでおります2枚紙の同書類の一部訂正についてという資料をごらんいただきたいと思っております。

冒頭、部長のほうからも申し上げましたが、本年9月の定例会におきまして、この林業公社の経営状況を説明する書類というものを提出したところでございますけれども、その中の平成19年度決算書の貸借対照表に誤りがございました。

具体的には、貸借対照表全体が、本来19年度の決算上の数値を掲載するところを前年度の18年度の決算のものを掲載しておりました。その2枚紙の2枚目にあります正誤表のとおりでございます。

議会に提出する資料におきまして、このようなミスが発生させてしまいましたことにつきまして、心からおわびを申し上げます。

今後におきましては、資料作成のやり方あるいはチェックのやり方を改めまして、このようなことを起こさないよう努めてまいりたいというふうに考えてございます。

なお、本年の12月8日付で、知事名で県議会議長あてに訂正の報告をさせていただいて

おります。

また、今常任委員会終了後、直ちにすべての県議会議員の先生方に再度この資料をお配りさせていただきたいと思っております。

常任委員会の先生方にも、大変御迷惑をおかけいたしました。重ねておわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

○松田三郎委員長 それでは、報告が終了いたしましたので、今の3件の報告について、その他はまた別個で設けますので、今の報告について質疑はございませんか。

伊藤課長、私からちょっと確認ですけれども、その夢4カ年につきまして、それは自民党も部会で、全体について、いろいろ勉強会なり意見交換会をいたしまして、今までの県計画と、期間といい策定の作業の仕方、かなり違う面があったんだろうと思っております。

それで、農林水産部、具体的にいいますと、この2ページに概要で主な施策等も書いてありますが、要は企画課がすべての取りまとめをやったんですかね、今度……（「はい」と呼ぶ者あり）企画課から各部局、ここでいうなら農林水産部に、こうこうこういうことで——当然縛りは、マニフェストにほとんど書いてあることに従ってつくるということでしょけれども、具体的には、まず筆頭課かなんかに来て、そこからまた各課にこういう趣旨でいついつまでこう上げてくださいというような流れでまとめたのかどうかという、そのプロセスをちょっとお伺いしたいと思っております。

○伊藤農林水産政策課長 今おっしゃいましたように、基本的には企画課が全庁的な取りまとめを行っておりまして、企画課の指示のもと筆頭課であるうちの課に来てまして、そこから各課に作業とかをお願いするという形で行ってますので、農林水産部につきましては、うちの課がまとめて企画課とやりとりしなが

らつくっていくということで進めてまいりました。

○松田三郎委員長 どうですか、上がってきた——こういうケースがあり得るんでしょうけれども、マニフェストには書いてないけれども、自分たちはこう思うとか、こうしたいというのが、中には——マニフェストもすべてを網羅しているわけじゃないでしょうから、そういったケースの取り扱いとか、あるいは上がってきたのを全部そのまま企画課に上げるんじゃないかと、やっぱり何らかの取捨選択も場合によってはあったのかなと思えますけれども、大ざっぱでいいですけれども、その点はどうでしょうか。

○伊藤農林水産政策課長 当然、知事のマニフェストを意識した形で今回は作成をしておりますので、その中で主な施策等を見ていただきたいと思っておりますが、基本的にはもう知事のマニフェスト——知事のマニフェストも、相当農林水産業には力が入っておりまして、相当な項目が入っておりますので、基本的には入っているのかなと思っておりますけれども、そんなにうちの部の施策と今回の計画づくりの中でそごが生じたということは基本的にはございませんので。

○松田三郎委員長 1点だけ、最後確認。

各課から上がってきて、政策課で、例えばこれは要らぬどとか、これはふさわしくないといってカットしたのがあるかどうか。

○伊藤農林水産政策課長 基本的にはございませんので。

○松田三郎委員長 はい、以上です。

○前川収委員 川辺川土地改良事業についてちょっとお尋ねをしたいと思っております。

一昨年、特別委員会までつくって、新しい農水省新案を引っ張り出してきたという過程がありました。その後、8月に入る7月の終わりぐらいだったですかね、当時の村長さんの意見がころっと変わって、簡単にいえば今の膠着状態に入ってしまったということなんですけれども、それから2年ぐらいもうたつたんですかね、2年半ですかね——1年半ぐらいですね。約2年ですよ。

土地改良法上の規定でいけば、受益農家の3分の2の同意というのが法律上の要件であることはよくわかっています。つまり、事業としてやろうとするときに、3分の2の合意がとれれば法律上は事業として成立することなんですけれども、この経過した時間というものが、本当に水を待ち望んでいるという当時の話があった皆さん方からどのように変化しているのかなというのが、非常に私は不安に思っているところであります。

つまり、当時アンケート調査までやり直して、受益の皆さん方の水の要望が高い人たちに一たん絞り込んで新しく計画をつくり直したという経緯があります。

現実的に、ほかの土地改良事業でもそうなんですけれども、今は3分の2の同意がとれれば法的要件がありますからいけますと、事業をやりますと言ったって、現実的にはやっぱりなかなか3分の2だけしか認めない状況で、本当に事業を実施するというのは非常に難しい場面があると思うんですね。特に、面整備とかが絡んで面的なものになると。圃場整備なんかは、もう9割以上の同意というのがないとやっぱり事業化できないという、法律ではない現実的な選択として事業化できないという前提があるというふうに思いますけれども、その水を待ち望む農家の気持ちというのは皆さんに聞いてもよくわからないと思いますが、現状どのような雰囲気なのかなというのは、執行部に聞くより松田委員長に聞いたほうが早いかもしれませんけれども、ちょっ

とその辺のところのつかんでいращやるニュアンス、感触があれば教えていただきたいと思います。

○松田三郎委員長 大分現場にも入っておりますので、ぜひ進藤課長。

○進藤農村計画・技術管理課長 今前川委員からの御指摘でございますが、確かに、この農水省新案というものにつきまして、熊本県として、整理してから、これ18年の4月でございますので、約2年と5カ月たつてございます。

そういった中にありまして、確かに膠着状況ということでございますが、関係の6市町村会議におきまして、特に去年は相良村のほう少しその中の会議に入ってこなかったわけでございますが、昨年ちょうど11月から12月にかけて関係5市町村、相良村を除く5市町村は、地元説明会ということで農家説明会を開催しております。

そういった中で、新聞報道等にもありましたけれども、参加する方々は確かに少なかったということでございますが、関係首長さんたちの話を聞きますと、やはり水を待ち望む農家の声は切実なるものがあつたというふうに聞いております。

そういった意味では、今回相良村のほうから、やはりこの提案がなされたということで、やはり水に対する思いというものが強いというふうに我々は受けとめているわけでございます。

一方で同意の件でございますが、これにつきましては、委員御指摘のとおり、3分の2以上の同意で事業というのが、これは法的にはできることになっておりますけれども、現実的には、やはり9割ぐらいの合意がないとなかなか進まないという現状がございます。

この事業を絞り込む際に、まさに御案内のとおり3,000ヘクタール以上あるわけござ

いますけれども、1,300弱までに絞り込んでいきました。これは同意をとるときには、1,300の方々だけではなくて、今回除外される方々の同意も必要ということでございまして、これにつきましては、アンケート調査等で除外にも同意いただけるかどうかというのを確認した上で、この案を絞り込んだという経緯がございまして。

そういった面で、今の現状がどうかといいますと、なかなかまた確認しないとわからないわけでございますけれども、農家の水に対する思いというものは我々も感じておりますし、ぜひ早期に合意形成がなされまして、法手続が進む中で、この農家の意向というものが適切に反映されるというふうにとらえているところでございます。

○前川収委員 農家お一人お一人の気持ちを、全部が行政として確認できるはずもないというのはよくわかっております。ただ、前の村長さんがつくった何とか研究会というやつを何か研究なさってらっしゃるとか……（「有識者会議」と呼ぶ者あり）有識者会議ですかね。それから、利水訴訟原告団という人たちの声が出てきたりという話は、表面的には聞きますけれども、当時やっぱり水を待ち望む皆さん方の——団体というのはいわゆるおかしいかもしれませんが、農家の一定のまとまりのある声が我々のところによく届いてきてたんですけれども、最近ぱたっとその声が聞こえてこないなど。いろいろ何かあったことはよくちょっと聞いてみますけれども、その人たちが今どうなっているのかなというのが少し気になったものですから。

もちろん、これは最終的に何とか会とか何とか団体とかという話でやるべきものでもなく、基本的にはお一人お一人の受益農家の考え方というものでそれがわかればいいわけにありますから、そういった動きがあるなしは余り関係ない話でありますけれども、どうも

最近余り届いてこないという。推進されている水を待ち望んでらっしゃる皆さん方の声が当時ほど聞こえてなくなっているという現状について、少し変化があるのかなと思ったので、聞いてみたところでありまして。

これはお答えはできないと思っておりますけれども、できる限り地元の受益農家の皆さん方の気持ちというのを把握するように——完璧にできるものじゃもちろんありませんけれども、その辺の把握に努めていただきますように要望しておきます。

以上です。

○松田三郎委員長 ほかにございせんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他を用意しておりますので、その他について何かございせんか。

○田代国広委員 農研センターにお尋ねしたいと思いますが、去る12月9日の農業新聞におきまして、サツマイモを豚に与えると霜降りの大変すばらしい肉ができるというような研究発表みたいなのがつくば市で行われたわけですが、それにうちの県の農研センターの家入さんという職員の方が参加されてコメントも出しておられますが、このおいしい豚肉ができる——大津はサツマイモの産地ですからこれもいっぱいあるわけですが、おいしいすばらしい脂肪の豚肉ができるというだけでは意味がないと思うんですよね。

その辺のこの会議の内容と同時に、願わくばこういった研究成果というのが、農家の経営実態に合うような、沿うような形になるのが理想であるわけでございますが、この研究成果が、将来にわたって養豚経営の中で、いわゆる採算として活用することによって採算が合うかどうかまで検討されているかについてお尋ねしたいと思っております。

○久保農業研究センター所長 今お尋ねになりました件につきましては、平成18年から20年にかけて外部資金を利用した——外部資金といいますのは、農林水産省が研究資金を出します制度がございます。それにこういう課題で研究をしたいので予算をお願いしますという形で公募になります。

その公募する過程におきまして、国の農業・生物系特定産業技術研究機構という長たらしい名前の、いわゆる国が設立しまして現在は独立行政法人になっております畜産草地研究所というところが中心になりまして、私ども熊本県、それから関東の千葉県、それから福岡県、これが共同で研究を進めてきている課題でございます。

もともとこういう研究が始まりましたいきさつにつきましては、私ども農業研究センターの畜産研究所とお隣にあります九州農業研究センター、そこの畜産の養豚の関係の研究員が共同で研究をしてまいりましたけれども、その中で特定のアミノ酸がございまして、ここの新聞に書いてありますようなリジンというアミノ酸を徹底的に落としてあるえさを与えてあげますと、豚の筋肉というのはどうもさしがよくなるぞというような状況が確認されましたので、それを取り上げて課題化したものでございます。

したがいまして、今回発表しましたのは、試験研究年度途中のメカニズムに関して発表をいたしました。これにつきましては、平成19年度の研究成果情報として熊本県でも公表をいたしております。

今後、この研究課題につきましては、熊本県はカンショの産地でございますので、例えばいきなりだごの皮の部分だとか、そういうやっぱり廃棄される部分がかかなりございますので、そういった部分を活用した技術にならないかということと特に研究をしてまいったわけでございますが、その研究過程で、やっぱり皮だけですと豚の嗜好性が落ちるだど

か、あるいは脂肪をたくさん筋肉中に発生をさせると飼育期間が長くなりますだとか、いろんな問題がございまして、現在のところ10%ぐらいまぜるのがよろしいのではないかという技術になっております。

今後、そういった、何%がいいのか、あるいはどういったものがあるのか、あるいはそれがどれぐらいの価格で売れる可能性があるのかといった経営的な評価も含めまして、最終的な技術として公表をしたいというふうに考えております。

先生おっしゃいますように、今後のこの技術が確立しました暁には、畜産課とも一緒になりまして、この技術を現在熊本県が進めております「肥皇」の飼育技術に生かしていければよいというふうに考えておるところでございます。

○田代国広委員 まだ採算までは時期尚早だということでございますけれども、最終的には、農研センターの目指す目的と申しますか、当然、実際農家の方々の経営の安定向上にやはり寄与するというのが一つの大きな目標だと思うんですね。

そういった観点からこの問題をとらえてみますと、当然、やっぱり最終的に養豚農家の方々がこの研究を取り入れることによって養豚経営の一助になることが望ましいわけですが、それはまだはっきりわからないわけですよ、現段階においては。

それはそれとして今後追求していただくわけですが、実は大津町に、以前からカンショを栽培されている方ですけども、カンショによる養豚ですね、豚の飼育をされている方がおります。現にそれはうちの——東肥畜協とっておりますが、畜協が進めてきたプログラムなんですよ。それも相当以前からあっているんですよ。そのできた豚肉のことを、東肥畜協では「スーパーモッコス」という形でブランドとして取り組んでおる。それにつ

いては、農研センターは御存じですか。

○久保農業研究センター所長 現在、この試験も、実際の農家に実証試験をお願いしまして、実際の生産現場での確認にも取りかかっております。その中では、先生おっしゃいますモッコス豚肉ですか、それから菊陽町での養豚農家等につきましても協力を願って、お互いにその技術を評価し合うように取り組んでおるところでございます。

○田代国広委員 ずっと以前から、このカンショによる養豚経営、豚肉の生産を、畜産組合いわゆる東肥畜協が力を入れてきたわけですよね。残念ながら、現在においては、畜産組合の中でも養豚農家も少ないわけですが、1戸だけがそのカンショによる養豚経営、いわゆる「スーパーモッコス」を生産しておられます。

そういったところの農家にも足を踏み込んでいって、その豚を実際屠場で肉質を研究するとか、その結果、農家の方々へいろんな指導と申しますか、知恵あたりも出せるわけですから、ぜひそういった——現にやっておるわけですから、既に以前からですね。その実態等をしっかりと把握していただいて、今後の研究なり、あるいは農家の経営の安定につながるような形での指導をお願いしておきたいと思います。

○福島和敏委員 単純な質問なんですけど、食品偽装で、私の周りは、中国産は買わぬよなという声がたくさんあるんですよね。私の家内もそうなんです。その背景として、日本の自給率、熊本県の自給率というのは、感触的には上がってるんじゃないかなという気はするんですが、いかがでございましょうか。

○松田三郎委員長 県内の自給率……。

○福島和敏委員 県内、国もそうだけど、どうなんだろう。

○伊藤農林水産政策課長 まず、県内の自給率でございますが、これは生産額ベースでいきますと150%ぐらいでございますので、基本的に熊本県は県内のものを県外に売り込んでいくということであります。

国の自給率につきましては、カロリーベースの議論がよく行われまして、40%を切っている状態だということでございますので、国といたしましては、今後自給率向上に向けての、例えば休耕田の飼料米とか、そういったところも含めまして45%だったと思いますけれども、目標として、今後、来年度予算にもいろいろ……（「50」と呼ぶ者あり）済みません、50%です、済みません、を目指しているいろいろな施策を打っていくという状況でございます。

○福島和敏委員 私が聞いたのは、その食品偽装の問題は自給率に反映してるんだろうかということを知りたいんです。数字であらわれなければ結構ですが、何か感覚的にやっばり地産地消という意識が物すごく高まってきているんじゃないかなと。そうなったら当然自給率は上がるんじゃないかなと思ったものだから聞いてみたんです。

○伊藤農林水産政策課長 食品偽装につきましては、流通段階で、例えば国産のものを流通段階で——失礼しました、外国産のものを、流通段階でラベルを張りかえて国産としてまた流通させるということが基本的でございますので、自給率そのものとは関係ございませんが、委員おっしゃいますように、そういった偽装問題の中で、外国産については、食の安全も含めましていろいろな問題が起こっておりますので、そういった意味では自給率が上がる要素としてはあると思っております。

最近、特に消費者の方々も、なるだけ国産を買おうとか、そういった動きはありますので。

○福島和敏委員 もう1つ、関連して。

実は、きのう夜9時からのNHKスペシャルを見た方はいらっしゃいますかね。例の柳川の九州水産のアサリの偽装の問題。NHKは、もう全国放送ですよ。えらい熊本産だとか有明産だとか出てきましたよね。あれGメンが活躍しましたよね。あれは九州農政局だろうと思うんですが、熊本県にはああいいうGメンというのはいないんでしょうか。

また、熊本県の、岩中県議の多分目と鼻の先だろうと思いますけれども、あそこの売り上げが9億というんですから、相当量の、実は中国産がまかれて、それを水揚げして熊本産と出ているわけですが、何か熊本県自体にああいいう監視体制とかチェック機能だとかというのはないのかなと思いつつ見ただけなんですけれども、きのう。

○伊藤農林水産政策課長 確かに、アサリにつきましては、ちょうど私が食の安全消費生活課におりましたときに、北朝鮮アサリが有明海に蓄養されて、国産なり有明産なり熊本産なりということで流通していくという問題がございまして、そのときは、九州農政局と一緒に、食品表示関係のJAS法でございしますが、そこを所管しておりましたので、農政局と一緒に調査して指導を行ったところでございます。

基本的には、JAS法につきましては、九州農政局、国の管轄、これは広域でございます。ですから、県を飛び越えて複数の県にまたがるような事案については国が管轄しておりますし、県内のみ流通につきましては、県が食の安全消費生活課でJAS法を所管しておりますので、そこで食品表示の監視をしているところでございます。

農林水産部の職員と一緒に、毎年、表示に

ついでに調査の期間も定めまして店頭指導といったこともやっておりますし、さらには、一般県民からの情報提供も受け付ける食の安全110番とかそういったことも含めて、情報提供をいただいたものについては確実に調査をして対応しているところでございます。

○高木健次委員 農業研究センターの前の放牧地ですね。6ヘクタール、これは合志市に売却予定ということで進んでいると思うんですよ。売買契約がいつごろなのか、その辺はどうなっていますかね。

○伊藤農林水産政策課長 売買契約につきまして、ちょっと待ってください——済みません、来年の3月に売買契約の予定でございます。

○高木健次委員 来年の3月が売買契約の予定、一応合志市がこの買い主ですよ。

○伊藤農林水産政策課長 はい、そうです。

○高木健次委員 合志市に売るということで、一応金額も大体6億ぐらいですかね。金額は、はっきりはまだ……。

○伊藤農林水産政策課長 たしか5億程度を見込んでおりますが、ここは土地の評価で当初予定しましたよりも変動はしておりますけれども、直近の鑑定評価で行いたいと思っております。

○高木健次委員 県の方は、合志市に売却するというので、その後の合志市の取り扱いについては、県はもう一切その辺には関知しないとか、その辺の状況はわからないということですかね。

○伊藤農林水産政策課長 今回は、合志市の

方で、工業団地の用地としてぜひ県の方に譲ってほしいということでしたので、合志市の申し出を受けまして県が合志市の方に譲るということですので、その後は、合志市が、工業団地として分譲なり何なりというか利用を考えていくということになります。

○高木健次委員 合志市が、工業団地——ちょっと聞いた話では、工業団地も大体決まっていると、買い手が。自動車産業関連の経営が非常に悪化しているものですから、その辺の状況がどうなのかなという状況の中で、3月に売買契約はするということですから、そういうふうになると思うんでしょうけれども、ちょっとその辺が心配だったものだから。

以上です。

○浦田祐三子委員 済みません、ちょっとお尋ねしたいんですけども、以前は、ミカン農家さんに対して、国の生産総合事業で国が5割、県が1割負担という形で補助があったそうなんですけれども、今現在は、国の支援対策事業で、改植に22万、高接ぎに関しては、かかった経費の2分の1を国が負担しているだけということで、よければ、県としては何か——今は何も支援はないんでしょう。

○大田黒園芸生産・流通課長 今委員お尋ねの件につきましては、現在も、国の強い農業づくり交付金の中では、いわゆる基盤整備ですね。作業道等をつくれますものについては、県費の10%の上乗せをいたしております。

それと並行いたしましてというか、もう1本、中央果実基金を通して県の果実基金が実施しております事業がございまして、それにつきましては、ミカン類の改植につきましては定額の22万、落葉果樹なんかの改植につきましては定率で2分の1と、そういう制度

が2つ、ミカンに関しましては2つ走っておりますので、両方ありますというお答えになります。

○浦田祐三子委員 わかりました。ありがとうございます。

もう1点いいですか。

○松田三郎委員長 はい、どうぞ。

○浦田祐三子委員 済みません。先日お話しさせていただいたんですけども、玉名市滑石沖のノリの漁場ですかね、きのう見にいったんですけども、そしてまたちょっとお話を伺ったんですけども、藻がやっぱりノリの網にかかって結構被害が出ているというお話だったんですよ。それに対する支援とかというふうなことは考えておられますでしょうか。

○岩下水産振興課長 実は、その話先週もございまして、うちの方も、振興局の水産課長を初め、現場を見させていただいております。早急に何か対応がとれないかということで課内でも検討いたしましたんですが、うちにクリーンアップ事業というのがございます。

そのクリーンアップ事業の中で、海岸の清掃等をボランティアの形でやっていただいておりますが、例えばその活動に必要なそういうごみを処理する袋ですね、それとかそういった手袋類とか、そういったものは現物支給の形で御提供いただくことはできると思います。

ただ、やはり話を聞きますと、かなり人海戦術でそういったものを集めるということしかないのかなということだものですから、その作業をします人件費につきましてという話もございましたが、今のところはそういう人件費を御支援するという形はちょっと難しいのかなというふうに思っております。

以上です。

○浦田祐三子委員 またよろしかったら被害の状況とかを確認していただいて、財政が厳しい中でありませけれども、対応していただければというふうに思います。よろしく願いします。

○松田三郎委員長 ほかにございませんか。
済みません、倉永課長、例の耕作放棄地の解消の事業が、今年度から——もうその進捗、各振興局単位といたしますか、細かい数字は要りませけれども、大体おおむね初年度は、予定どおりにいってるのか、いきつつあるのかというようなところをちょっと教えていただきたい。

○倉永農業経営課長 それは、委員長、調査の方の実態の方ですかね。今お尋ねになったのは、今市町村と農業委員会の方で耕作放棄地の実態調査を行っているんですけども…

○松田三郎委員長 それはまだ途中ですか。

○倉永農業経営課長 はい。まだ最終じゃありませんけれども、今月中にはということですが、必ずしも全部の市町村で全部の農振農用地区域も含めて全体の部分がどうかとなりますと、市町村によってその辺の取り組みの状況にちょっと差があるものですから、今その辺の最終的な整理をしております。

できればきょう報告できるかなと思ったんですが、ちょっとまだその辺が今進行形なものですから、そこら辺はまた情報を整理してからお届けしたいとは思っておりますけれども……。

○松田三郎委員長 ということは、市町村に

よっては余り積極的じゃないところもある、それともなかなか把握しにくいということですか。

○倉永農業経営課長 そうですね。既に全部きちんとやっているところもありますし、まだある程度平地に限定してとか、そういった感じで取り組んでいるところとちょっとまだ差があるものですから、その辺については、また場合によっては、来年度にもその辺も込みでというような形の部分で作業を進めていかなければいけないかなど。ただ、かなりの市町村は、全体の部分で今調査が進んでいますので、データの整理ができましたら委員の皆さんに報告したいと思っておりますけれども…

○松田三郎委員長 120ヘクタールですね。

○倉永農業経営課長 今回6月補正で承認いただきました復元する分につきましては、あれは農振農用地区域内の分について一応120ヘクタールを目標にということで、10月末までが44ヘクタールぐらいだったんですが、一応今現在では、見込みも入れまして90ヘクタールぐらいまで実現ができるかなというふうに思っております。

○松田三郎委員長 済みません、全体の調査とそれを一緒にせなんということですか。

○倉永農業経営課長 いや、それは別です。その辺の絡みもあるものですから、そういった実態の調査の部分が、全域調査をやっているところとそれから農振の農用地区域だけに限定してやっているところと若干ちょっと今差があるものから、そちらのほうはその調査のほうの分でやっていますし、6月補正で認めていただきました分については、耕作放棄地を復元するという形の分で今大体90へ

クータルぐらいは予定が入るかなということで、その辺の分を整理しないとイケませんので、まだちょっと今きちんとした形にはちょっと見えてないんですけれども。

○松田三郎委員長 はい、わかりました。

○岩中伸司委員 耕作放棄地をどういうものを限定とするというのは、そういう項目かなんかきちんと整理して市町村に落としてあるわけでしょう。

○倉永農業経営課長 そうです。すぐにでも農地として活用できる分と、若干圃場整備みたいな分ですが、ちょっと手を加えないと農地としては活用できない、あるいはこれは農地としてはちょっと利用ができないんじゃないかという、その辺のいろんな区分あたりも作業としてしていかないといけませんので、ちょっと作業にやっぱり手間がかかってます。

○岩中伸司委員 その徹底は、もうされているわけですね、各市町村には。こういうことでの調査ですよというのは。

○倉永農業経営課長 はい。何分きちんとした形でデータを整理していかないといけませんものですから、やっぱりちょっとかなり手間暇かかります。

○松田三郎委員長 データベースは、ゼロからじゃなかわけでしょう。今までも、大体は把握はしとったでしょうけれどもね、市町村。

○倉永農業経営課長 ただ、それが進んでいるところとそうでないところと、それと、山合いか地形の関係とかも、いろんなものも絡んでくるのがあるものですから、とにかく

それぞれのところで——どうしても今年度でだめであれば、来年度も少しその辺の部分ということでやっていくようなところも、場合によっては出てくるかなとは思ってます。できるだけ早くその辺の全体像が見えるようにしたいということで、市町村と農業委員会の方でしっかり支援していきたいと思っておりますけれども。

○松田三郎委員長 夢4カ年にも出ておりますし、これはかなり知事もあちこちでおっしゃってることですので……。

○倉永農業経営課長 国の方も、農地改革プランということで、かなりいろんな仕組みについて再構築をしていきたいというようなことで動いておりますが、その中でも耕作放棄地については、できるだけ解消に向けてということで、いろいろとまた取り組んでいくような動きも出てきておりますので、そういった国の取り組みも踏まえながら、また、県としても、仕組み立てをしっかりと組み立ててやっていきたいと思っております。

○岩中伸司委員 温暖化よりも、今危機的なやつは食糧というふうなことが多く言われるので、これはやっぱりきちんとしたやつを進めていってもらわんといかぬなと思いますね。

先ほどの自給率も、生産額ベースで150%ということですが、これはカロリーベースだと熊本県も100%にはなってないでしょう。60前後ぐらいじゃなかったですかね——58か……。

○伊藤農林水産政策課長 約60ぐらいだと思っています。

○岩中伸司委員 60ぐらいですよ。何か自給率も、いい数字がぽんと出てくるばってん、

そうじゃない数字はなかなか出てこぬところが……。

○松田三郎委員長 ちょっと意図的と思われるでもいたし方がない……。

○岩中伸司委員 ただ、農業県熊本ですので、せめて熊本はやっぱり100%、カロリーベースでもやっぱり100%を超えるようなやつでいかぬとでけんなどというのは思いますので、積極的に……。

○伊藤農林水産政策課長 済みません、18年度で56だそうです。

○岩中伸司委員 なら下がとっととじゃなかですか。私は、以前58と聞いた。……

○伊藤農林水産政策課長 済みません、17年度が58ですので……。

○松田三郎委員長 毎年度、そのカロリーベースの県内自給率というデータはあるわけですね。

○伊藤農林水産政策課長 はい、ございます。

○岩中伸司委員 下がっていきよるですね、それは。心配……（「米食う人が少のうなりよるたい」と呼ぶ者あり）

○岩中伸司委員 やっぱり消費者の意識を変えていくというのを積極的にやらぬと、今前川委員が言われたように、ここは大変な問題と思うですね。

○前川収委員 生産者側じゃないですよ。消費者側ですよ、カロリーベースだったら。カロリーが高いものをたくさん食べてもらえれば、カロリーベースは上がるわけですから。

日本の食糧自給率だって、カロリーベースで、全員昔みたいに日本で生産された米を全部日本人が食えば、それは完全に100%になる、100%に近くなります。だから、生産側よりも消費側の問題ですよ、カロリーベースの話は。

○伊藤農林水産政策課長 委員長、ちょっと補足がありますが、18年度に落ちた原因というのは、やっぱり米が非常に不作の年でございます、その辺でカロリーベースというのが非常に落ちた状況でございます。

○松田三郎委員長 19年は、まだなかですか。統計は、まだ……。

ほかにございませんか。

○九谷弘一副委員長 先般も、ちょっと正副委員長で聞き取りしたときに申し上げましたように、12月8日の新聞に、県産米、温暖化で1等米比率33%と、非常に低率を示しているというような大きな見出しで出ていたわけでありまして。これは恐らく、どこか新聞記者も情報をとって書いているとは思いますが、根拠のないことではないというふうに予測がされるわけでありまして。

私、昨年6月に一般質問をいたしましたときに、温暖化についての水稻、米づくりについてお聞きしたときに、当時の山本農林水産部長は、遅植え等をするることによって温暖化の対応をすることで、そういった等級が落ちることはないという答弁を答えておったわけでありましてけれども、現実これが、このグラフを見てもずっと続いて、横で33%前後で推移をしているようでありまして。ということは、やはり温暖化の影響がないとは言えないと、素人から見れば思われるわけでありまして。

そういった中で、農研センター等々で「くまさんの力」等、これについても非常に低率だったというような話、あるいは国が開発し

ている「にこまる」これについても、非常に等級率は悪かったというようなお話であります。

1つの品種を改良するという事は、大変なエネルギーと時間がかかるということは十二分理解できるわけでありまして。そこで、こういったことに懲りることなく、恐らく久保所長、ここにお見えでありますけれども、一生懸命おやりになっていただいていると思っております。

どうぞひとつ、今後とも、サマーレビュー等々で予算を削減してこういった試験はできませんということであれば、廣田部長がここにいらっしゃいますが、熊本県のメンツにかけてでも、そういったことについては応分なる予算をつけて、やはり早急に解決するような対応策を考えていただきたい。やはり研究機関があって、そういったやつを開発して個々の農家の所得の向上を図るというのが一つの大きな目的でありますので、ぜひお願いをしておきたいというふうに思います。

1等と2等の違いは700円も違うそうありますから、これが60%違うということになると大変な金額になりますし、夢4カ年計画も、その辺で米の値段ががくっと下がってきたときには、3年先は余り大きなことは言えませんよということをおっしゃるを得なくなってくるので、どうぞひとつ長い目で農研センターを育てていただき、そして一生懸命やる職員の方がたくさんいらっしゃるわけありますので、金で不自由してできないんだしたら金を応分につけてやっていただきたいということを要望申し上げ、農研センターがそれにこたえるべく一生懸命頑張ってくださいようお願いを申し上げ、要望といたしておきます。

○松田三郎委員長 意気込みはよかですか。

○九谷弘一副委員長 じゃあ、意気込みを

廣田農林水産部長から。委員長もお聞きしたいそうでございますので。

○廣田農林水産部長 先ほどの議論からありまして、研究機関と普及、あるいは農家、この関係について、本当に速効性のある即時的な対応をしてほしいという意見を承りました。

それと、最近、この非常に財政が厳しい中で、研究費を過度に節減されとるんじゃないかという、そういうお話もよく聞くところでございます。こういう中でこそ、実際の県の研究機関の成果を現場の方に反映させられるように努めていく必要を十分認識しております。

今後とも、そういう気持ちで頑張っていきたいと思っております。

○九谷弘一副委員長 ひとつ、今言ったことを忘れぬように、ぜひ……。

○松田三郎委員長 久保所長の意気込みかお願いしますか。

○久保農業研究センター所長 先ほどの御支援、大変ありがとうございます。

本年度の米の生育状況につきまして、農研センター内での圃場の結果でございますが、一部わかっておりますことがございますので、じゃあちょっと説明をさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

本年度の米の気象につきましては、昨年までの高温の影響というものよりは、9月の長雨が大変大きく影響をいたしておるという結果が得られております。

本年の水稻の生育状況は、平成9年と酷似をしておりまして、田植え後、梅雨の間の生育が非常に緩慢でございました。その後、7月の梅雨明け以降、非常に高温期になりまして、稲が急速に生育をして体を大きくしたと

いういきさつがございます。

そういったことから、9月の長雨の影響が大変に大きくあらわれる年になりまして、お米の等級が下がる理由としましては、昨年度まで問題になりました白未熟粒というお米の粒の中に白い濁りが発生するものと、もう一つは、米粒一粒一粒が、粒張りが悪いと私もは言いますけれども、要するに太りがいまいちだった充実不足という要因がございます。

今申しました平成9年といたしますのは、この充実不足が最も顕著にあらわれた年でございまして、熊本県でも、その当時に1等比率が60%、福岡県では20%に落ちたという年でございます。

本年度も、解析をしてみますと「くまさんの力」につきましても、食糧事務所の格付が下がった理由がこの充実不足というのが挙げられておりまして、昨年までの白未熟粒というものに関しましては「ひのひかり」が20%以上発生しましたのに対しまして「くまさんの力」は4%前後ということで、品種としては明らかに昨年までの高温耐性には強いということがことしも証明された形になっております。

しかしながら、この「くまさんの力」という品種は、従来の「ひのひかり」等に比べまして米の一粒一粒がやや大きいという特徴がございますので、今後はその品種特性を十分にあらわすような栽培法が必要になります。

それで、昨年度品種の発表をいたしましたので、今年度と来年2カ年にわたりまして、この新しい品種独特の栽培法を確立するというものに今取り組んでおるところでございます。再来年度の「くまさんの力」の本格栽培に向けて間に合うように精いっぱい頑張ってみたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○松田三郎委員長 ほかにございませんか。

なければ、以上で本日の議題をすべて終了いたしました。

最後に、陳情、要望書が2件提出されておりますので、参考として委員の皆様のお手元に写しを配付いたしております。

それでは、これもちまして、第4回農林水産常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時41分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長